

議案第54号

令和2年7月に小金井市長、小金井市副市長及び小金井市教育長に支給する給料の特例に関する条例

令和2年7月に小金井市長、小金井市副市長及び小金井市教育長に支給する給料の特例に関する条例を別紙のように制定する。

令和2年6月23日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市民生活への影響を鑑み、市長、副市長及び教育長の給料を減額するため、本案を提出するものであります。

令和2年7月に小金井市長、小金井市副市長及び小金井市教育長に支給
する給料の特例に関する条例

(目的)

第1条 市長、副市長及び教育長の給料の額は、特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）第2条第1項の規定にかかわらず、この条例の定めるところによる。

(市長の給料)

第2条 市長の令和2年7月の給料月額は、772,000円とする。

(副市長の給料)

第3条 副市長の令和2年7月の給料月額は、660,000円とする。

(教育長の給料)

第4条 教育長の令和2年7月の給料月額は、612,000円とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、令和2年7月31日限り、その効力を失う。